

山口大学総合図書館の施設利用に関する申合せ

(趣旨)

第1条 山口大学図書館総合図書館利用細則第13条第2項の規定に基づき、山口大学図書館総合図書館（以下「総合図書館」という。）の施設の利用に関し、必要な事項を定める。

(利用場所)

第2条 利用可能な場所は、次の各号に掲げる場所とする。ただし、活動の内容により利用を制限することがある。

- (1) 常設展示コーナー
- (2) りぶレスト
- (3) りぶカフェ
- (4) アカデミック・フォレスト
- (5) 玄関
- (6) ロビー
- (7) 文化交流スペース
- (8) りぶプラザ
- (9) その他副館長（総合図書館担当）（以下「副館長」という。）が指定する場所

2 前項第1号から第8号については、図書館の利用に支障を来さない範囲で利用できるものとする。

(利用者)

第3条 施設を利用できる者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）の役員及び職員
- (2) 山口大学（以下「本学」という。）の学生
- (3) その他副館長が許可した者

(利用の目的及び範囲)

第4条 利用は学生の自学・自習支援及び職員の教育・研究支援に基づくものとする。

2 利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 部局及び職員が実施する会議，学習・研究会，説明会，発表会及び授業
- (2) 学生及び職員が開催する学習成果，課外活動成果及び研究成果等の発表
- (3) その他，副館長が必要と認めた行事

(責務)

第5条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は，前条の利用に関し，全ての責任を負うものとする。

(利用期間)

第6条 利用期間は，総合図書館の開館中に限る。

- 2 第4条第2項の各号の利用のうち，展示の利用期間は，準備，搬入，設置，活動，撤去，後片付け及び原状回復の期間を含み，原則4週間以内とする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず，副館長が必要と認めたときは，利用期間及び利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第7条 利用者は，利用申込書（別紙）を副館長に提出し，利用許可を受けなければならない。

- 2 利用申し込みは，利用開始予定の6ヶ月前から1週間前までとする。
- 3 総合図書館の設備備品を利用する場合は，事前に申し込まなければならない。

(利用者の遵守事項)

第8条 利用者は，次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された内容に反しないこと。
- (2) 公序良俗に反しないこと。
- (3) 利用者以外の者に，利用場所の全部又は一部を転貸しないこと。
- (4) 総合図書館の設備及び備品等に破損又は紛失があった場合は，直ちに副館長に届け出し，現物又は代金をもって，その損害を弁償すること。
- (5) 総合図書館の設備備品の他に必要な備品及び消耗品等は，利用者が用意すること。
- (6) やむを得ない事情等により，利用日時若しくは利用条件の変更又は利用中止

の指示があった場合はそれに従うこと。

- (7) 危険物を持ち込まないこと。
- (8) 準備，搬入，設置，撤去，後片付け及び管理は，利用者が行うこと。
- (9) 展示物の配置，その他の活動において，事前に図書館職員と調整を図ること。
- (10) 展示物，その他の活動において使用する物品の搬入及び撤去に当たっては，必ず事前に図書館職員に連絡すること。
- (11) 思想的及び宗教的な勧誘，布教を目的とした利用，営利目的の活動並びにこれらに類する活動は行わないこと。
- (12) 展示，その他の活動において，著作権及びプライバシー等の第三者の権利や利権を侵害しないように配慮し，侵害した場合には，一切の責任を負うこと。
- (13) 音及び臭気等開館に支障を来たす利用並びに利用者の迷惑につながる行為は行わないこと。ただし，活動の内容により，音を発する活動を許可することがある。
- (14) 利用終了後は，速やかに原状回復を行うこと。
- (15) その他利用に際しては，図書館職員の指示に従うこと。

(利用許可の取消)

第9条 副館長は，利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は，利用許可を取り消し又は利用を停止することがある。

- (1) 前条に掲げる遵守事項に違反した場合
- (2) 申込書に虚偽の記載があった場合
- (3) その他副館長が不適切であると判断した場合

(経費)

第10条 利用料は，原則として無料とする。

(免責事項)

第11条 利用者が搬入した展示物，備品及び消耗品等の管理は，利用者の責任において行い，図書館は，損害，盗難，紛失及び破損等について，一切の責任を負わない。

附 則

この申合せは，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この申合せは，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。